

定 款

桜スタジアム建設募金団体

平成28年6月11日制定

定 款

第1章 総 論

(名称)

第1条 当団体は、「桜スタジアム建設募金団体」と称する。

(事務所)

第2条 当団体は、事務所を大阪府大阪市東住吉区長居公園1-1 一般社団法人セレッソ大阪スポーツクラブ事務所内に置く。

(目的)

第3条 当団体は、大阪市の推進する行政主導ではなく地域住民主導で活動できる「総合型地域スポーツクラブ」、子どもから高齢者まで、いろいろな年齢・世代の人たちが、それぞれの技術レベルや体力などに応じて、いろいろな種目のスポーツを、地域で誰もが気軽に楽しみ、スポーツ活動を通じた地域のコミュニケーションづくりの活性化をめざす取り組みに協調し、キンチョウスタジアム（長居球技場）の改修を通じて、多くの方に球技に限らず様々なスポーツへの参加を図ること、また国際試合を開催することで多くの方に来場、来阪いただくことで地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 当団体は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) キンチョウスタジアム（長居球技場）改修に伴う寄付金募集
- (2) キンチョウスタジアムの仕様決定、改修、契約等に関わる行為
- (3) 完成したキンチョウスタジアムの大阪市に対する寄贈
- (4) その他前各号の目的を達成するために必要な事業

第2章 社員等

(社員の種類)

第5条 当団体の社員は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 別添記載の設立当初の各理事（代表理事を含む）
- (2) 理事会の決議によって理事（代表理事を含む）に選任された者

(資格喪失)

第6条 社員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 理事を退任したとき
- (2) 第12条の規定により理事の任期を満了したとき
- (3) 第13条の規定により理事を解任されたとき

(理事会・監査役会の設置)

第7条 当団体は、最高意思決定機関として、理事会を設置する。

2 当団体は、監査役会を設置する。

(事務局の設置)

第8条 当団体の事務を遂行するため、事務局を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が定める。

第3章 理事・代表理事及び理事会

(定員及び選任)

第9条 当団体は、3名以上の理事を置き、理事は理事会において選任する。

(職務・権限)

第10条 理事は、理事会を構成し、第4条に定める当団体の事業遂行に関わる業務の執行を決定する。

(代表理事)

第11条 当団体は、代表理事が代表する。

2 代表理事は、全理事の過半数による決議により、理事の中から1名を選任する。

(任期)

第12条 代表理事及び理事の任期は、キンチョウスタジアム改修後、大阪市に寄贈完了し、寄付金決算の大阪国税局への最終報告を行った後の理事会の終結をもって終了するものとする。

2 補欠又は増員として選任された理事(代表理事を含む)の任期も、前項と同様とする。但し理事会での別段の決議がなされた場合はこの限りではない。

3 代表理事及び理事はやむを得ない事由により理事の職を辞することが理事会で決議された場合においても後任となる理事(代表理事を含む)が選任されるまでは任期を終了せず、その職務を行わなければならない。

(解任)

第13条 代表理事・理事が次の各号の一に該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬)

第14条 代表理事・理事の報酬、賞与その他の職務執行の報酬は、無報酬とする。

(理事会)

第15条 理事会は、全ての理事(代表理事を含む)をもって構成する。

(理事会の種類及び開催)

第16条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の2種とする。

2 定時理事会は発足時及び年2回開催する。

3 臨時理事会は、代表理事、理事、監査役が必要と認めたとときに開催する。

(理事会の招集)

第17条 理事会は代表理事が招集する。ただし、前条第3項により代表理事、理事、監査役が必要と認められた場合は、代表理事、理事、監査役が招集することができる。

(議長)

第18条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第19条 理事会は、議決に加わることができる理事（代表理事を含む）の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(決議方法)

第20条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事（第21条に定める代理人を含む）の過半数をもって成立するものとする。賛否同数の場合は代表理事の決するところによる。

2 理事会の決議につき特別の利害関係を有する理事（代表理事を含む）は、議決に加わることができない。

(議決権の代理行使)

第21条 理事（代表理事を含む）は、当団体の議決権を代理人に行使させることができる。ただし、代理人は、理事会開催時に委任状を当団体に提出しなければならない。

(決議事項)

第22条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決議されなければならない。

(1) 寄付金に関する議案

① 寄付金募集に関する重要な方針又は規程の制定及び改廃

② その他寄付金募集業務の執行に関する重要な事項

(2) キンチョウスタジアム改修に関する議案

① スタジアム改修に関する重要な方針又は規程の制定及び改廃

② スタジアム改修に関する重要な契約の締結及び改廃

③ スタジアム改修に関する重要な訴訟に関する事項

④ その他スタジアム改修業務の執行に関する重要な事項

2 前項各号に掲げる事項について、緊急を要するため、やむをえない場合は、書面により賛否を求め、理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第23条 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した理事（代表理事を含む）及び監査役がこれに記名捺印する。

第4章 監査役及び監査役会

(定員及び選任)

第24条 当団体は、2名以上の監査役を置き、監査役は、理事会が協議の上、選任する。

(職務・権限)

第25条 監査役は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 代表理事・理事の職務執行を監査すること。
- (2) 団体業務及び財産の状況を調査し、各事業年度に係る計算書類等を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 代表理事・理事が不正の行為をし、法令、定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 代表理事に理事会の招集を請求すること。
- (6) 必要と認めた場合において、自ら理事会を招集すること。
- (7) その他、団体業務及び財産の状況の監査に必要な行為。

(任期)

第26条 監査役の任期は、理事と同様とする。

(解任)

第27条 監査役が次の各号の一に該当するときは、理事会で協議の上、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬)

第28条 監査役の報酬、賞与その他の職務遂行の報酬は、無報酬とする。

(監査役会)

第29条 監査役会は、全ての監査役をもって構成する。

(監査役会の目的)

第30条 監査役会は、監査に関する重要な事項について、協議を行い、又は決議する。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

(監査役会の開催)

第31条 監査役会は、必要があるときは随時開催することができる。

(監査役会の招集)

第32条 監査役会の招集は、各監査役がこれにあたる。

(監査役会の議長)

第33条 監査役会の議長は、前条の招集者がこれにあたる。

(監査役会の決議方法)

第34条 監査役会の決議は、監査役全員の過半数をもってする。

(監査の方針等の決議)

第35条 監査の方法、監査業務の分担等は、監査役会において協議の上、決議をもって策定する。

- 2 前項に定めるほか、監査役がその職務を遂行する上で必要と認めた事項については、監査役会で決議することができる。

(監査報告書の作成)

第36条 監査役会は、第41条記載の各計算書類を受領し、監査の上、監査報告書を作成する。

- 2 監査報告書には、各監査役が記名捺印する。

(議事録)

第37条 監査役会の議事については、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名捺印する。

第5章 財産等

(財産の種類)

第38条 当団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 現預金
- (2) 改修中及び完成後、寄贈までの間のキンチョウスタジアム（長居球技場）

(財産の管理)

第39条 当団体の財産の管理は代表理事が行うものとし、現金は、確実な金融機関に預け入れて保管しなければならない。

(事業年度)

第40条 当団体の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(事業報告及び決算)

第41条 代表理事は、事業年度ごとに次の各号に掲げる書類により事業報告及び決算を調製し、事業

年度終了後60日以内に監査役及び監査役会の監査を受け、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 収支計算書
- (4) 財産目録

(計算書類の備付け)

第42条 事務局には、第41条に掲げる書類を備えておかなければならない。

第6章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、全理事（代表理事を含む）の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散)

第44条 当団体は、次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 全理事（代表理事を含む）の3分の2以上の同意
- (2) キンチョウスタジアム（長居球技場）の大阪市への寄贈を完了し、活動経費を精算した場合

(残余財産の処分)

第45条 当団体が解散したときに残存する財産は、大阪国税局の手続きに則ってキンチョウスタジアム（長居球技場）の寄贈先の大阪市に寄贈するものとする。

- 2 前項の大阪市に対する寄付金の使途は、当団体と大阪市とが協議の上、決定するものとする。

第7章 雑 則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、当団体の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1. 当団体の設立当初の理事、代表理事は、別紙のとおりとする。
2. 当団体の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、設立日から平成29年3月31日までとする。

桜スタジアム建設募金団体 理事名簿

設立時代表理事 宮本 功
設立時理事 玉田 稔
設立時理事 堤 道明

平成28年6月11日現在